

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とす)

## 目 次

- ◇ 告 示 昭和四十三年六月鳥取県告示第四百五十七号の廃止  
保安林の指定の解除
- 土地改良区役員が退任し、又は就任した旨の届出
- 土地配分計画の作成
- 土地改良事業計画の認定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 家畜伝染病の発生
- 道路の位置の指定
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 選挙告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇ 公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- ◇ 公 告 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第八百八十二号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百五十七号（鳥取県行政組織規則第八  
条企画室の項第二号に規定する知事の特命事項について）は、廃止する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒掃字貝津掛三九七、四〇三の二（以上二筆につい

#### て、次の図に示す部分に限る。）

#### 二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

#### 三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第八百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条十五項の規定に  
基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出  
があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大国第二土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事	吉 村 繁 雄	西伯郡西伯町大字西
"	吉 畑 政 太 郎	"
"	藤 谷 忠 雄	"
"	吉 持 昇	"
"	前 田 勇	"
"	吉 畑 尚 之	"
"	関 正 敏	"
"	恩 田 官 一	"
"	遠 藤 大 三 郎	"
"	北 尾 久 芳	"
"	遠 藤 己 一 郎	法勝寺
"	中 井 勇 夫	"
"	石 田 小 三 郎	"
"	藤 原 克 己	鍋倉
"	杉 原 龜 義	与一谷
"	前 田 富 秋	西
"	榎 原 作 次	原
"	谷 田 晃	法勝寺

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理 事

吉 村 繁 雄

西伯郡西伯町大字西四四二

"

吉 畑 政 太 郎

二七九

"

藤 谷 忠 雄

二三二

"

吉 持 昇

三八三

"

吉 畑 尚 之

四四九

"

関 正 敏

原八一九

"

遠 藤 己 一 郎

八二七

"

遠 藤 大 三 郎

六八四

"

細 谷 大

四七二

"

生 田 又 市

八

"

前 田 富 秋

西二二四

"

石 上 久

法勝寺六九〇

"

中 井 勇 夫

鍋倉一二二

"

藤 原 克 己

与一谷三五七

監 事

杉 原 龜 義

西三七五

"

前 田 勇

原八四六

"

榎 原 作 次

法勝寺七〇一

"

谷 田 晃

昭和四十三年十月一日第一回通常総会において総選挙の結果当選 任期三年

米子市南部土地改良区

就任した役員の名及び住所

理 事

齊 木 光 昌

米子市石井七八三番地

昭和四十三年九月十日設立認可申請人が選任 任期第一回通常総会まで  
 退任した役員の名及び住所

理事	田村稔	高田三郎	齊木幸福	青砥延寿	稲田益雄	江原明	横山興明	深田秀男	木下清晴	高田三郎	大西悟	三浦時義	幡原昶	大谷尚雄	佐藤徳治	田村助三	遠藤勤	齊木一夫	竹内弘
住所	奥谷四五〇	兼久四七三	石井八一〇	日原四二一	福市八七六	青木九六六	榎原一四三三	五六	一一二	兼久一〇六	二六四	宗像二六六	三一〇	日原六三五	六二三	八〇九	奥谷五四八	二八五	七五九

理事 齊木光昌  
 竹内弘  
 米子市石井

任期満了に伴い退任  
 就任した役員の名及び住所

理事	田村稔	高田三郎	齊木幸福	青砥延寿	稲田益雄	江原明	横山興明	深田秀男	木下清晴	高田三郎	大西悟	三浦時義	幡原昶	大谷尚雄	佐藤徳治	田村助三	遠藤勤	齊木一夫
住所	奥谷	兼久	石井	日原	福市	青木	榎原			兼久		宗像		日原			奥谷	

理事 齊木光昌  
 竹内弘  
 齊木一夫  
 米子市石井七八三番地  
 七五九  
 二八五

玉銚土地改良区

昭和四十三年九月十九日設立総会において総選挙の結果当選

任期四年

理事	集 隴 良雄	岩美郡国府町大字玉銚
	小林 八次郎	麻生
	野田 熊夫	玉銚

監事	田村 稔	奥谷四五〇〃
	高田 三郎	兼久四七三〃
	斉木 幸福	石井八一〇〃
	青砥 延寿	日原四二一〃
	稲田 益雄	福市八七六〃
	江原 興明	青木九六六〃
	横山 興明	榎原一四三三〃
	深田 秀男	五六〃
	木下 清晴	一一二〃
	高田 三郎	兼久二〇六〃
	大西 悟	二六四〃
	三浦 時義	宗像二六六〃
	幡原 昶	三一〇〃
	大谷 尚雄	日原六三五〃
	佐藤 徳治	六二三〃
	遠藤 毅	八三三〃
	遠藤 勤	奥谷五四八〃

江北土地改良区

昭和四十三年九月二十三日役員改選による総選挙の結果当選し十月七日就任 任期二年

理事	集 隴 良雄	岩美郡国府町大字玉銚五一番地
	野田 熊夫	一八〃
	山本 勝美	五二〃
	秋田 栄市	一一〃
	松長 茂登	三〇〃
	小林 正吉	麻生三四八〃
	小林 八次郎	二三四〃
	山本 登三男	玉銚五三〃
	平田 顕隆	麻生二三四〃
	野田 徳寿	玉銚六四〃

就任した役員の名及び住所

任期満了に伴い退任

監事	野田 徳寿	玉銚
	山本 登三男	麻生
	平田 顕隆	玉銚
	佐田 久辰二	麻生
	山本 貞雄	玉銚
	山本 勝美	麻生
	小林 正吉	麻生

退任した役員の氏名及び住所

理事	生田 貢	東伯郡北条町大字江北
"	松本 秋	"
"	引田 鉄一	"
"	石井 末太郎	"
"	磯江 豊	国坂
"	野島 友一	"
"	井上 菊松	"
"	山本 涼三	"
"	村田 石松	江北
監事	谷口 保	"

任期満了に伴い退任  
就任した役員の氏名及び住所

理事	生田 貢	東伯郡北条町大字江北五四三番地
"	松本 秋	六二ノ一
"	引田 鉄一	九一
"	石井 末太郎	一、七二〇
"	磯江 豊	一九八九
"	野島 友一	国坂四二八
"	井上 菊松	二七〇
"	村田 石松	一五六四
"	岡本 儀蔵	二五一
監事	谷口 保	江北一六六九

昭和四十三年八月十九日選挙会において当選 任期二年

米川土地改良区	理事	本池 扶公	米子市大篠津町
退任した役員の氏名及び住所			

昭和四十三年九月十五日死亡に伴い退任

数津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	井戸垣 納太郎	鳥取市数津
"	山根 頼夫	"
"	西尾 秋夫	"
"	井戸垣 美親	"
"	竹間 由時	"
"	西型 保	馬場
"	山根 裕	"
"	西尾 武胤	数津
監事	山根 謙之助	"

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	井戸垣 納太郎	鳥取市数津一三〇番地
"	山根 頼男	一九四ノ二

西尾秋夫	井戸垣美親	竹間由時	西垣保	山根裕	西尾武胤	山根謙之助
一六四〇	一三二〇	一三五〇	馬場二八八ノ一	数津一四八	一六〇〇	一四五〇

昭和四十二年五月十四日通常総会において総選挙の結果当選し六月一日就任 任期二年

北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

田熊善之助	吉田啓蔵	牧野克良	稲本忠雄	矢木稔	田中一	遠藤清春	三谷忠政	岩本富好	岩垣春政	岸田喜代治	谷本正和
東伯郡北条町大字米里下神	田井	北尾	曲	松神	白原	島	土下	曲			

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

田熊善之助	吉田啓蔵	牧野克良	稲本忠雄	遠藤清春	三谷忠政	岩本富好	岩垣春政	田中喜八郎	岸田喜代治	磯江茂
東伯郡北条町大字米里二九七番地	下神一九三番一七〇五番地	田井四〇四	田井四〇六	松神八二九	弓原三六八	六三三	島六一	曲五五三	土下一九六	北尾四六〇

昭和四十三年十月八日通常総会において選挙の結果当選し十月十六日就任 任期昭和四十六年九月九日まで

就任した役員の名及び住所

監事 谷本正和 東伯郡北条町大字曲三十六番地

昭和四十三年十月八日通常総代会において選挙の結果当選し十月十六日就任 任期昭和四十六年四月六日まで

鳥取県告示第八百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	入	植	団	体	摘
土地	逢坂外四 (下大山)	西伯名和 門前	予定売 渡口数	予定売 渡面積	予定売 渡口数	予定売 渡面積	用途 道路
"	大幡外二 (大幡)	岸本 岸本			一	五、四〇五	"
"	大幡外二 (大幡)	口別所 久古			一	三、〇〇〇	"
"	大幡外二 (大幡)	米子 石州府		一		一、三三六	宅地
"	山守外二 (笹ヶ平)	東伯関金 野添			一	一、三三六	道路
"	長瀬村	羽合 田後			一	三、三三七	"

鳥取県告示第八百八十六号

昭和四十三年八月三十一日付けで日野町長から申請のあつた土地改良(安井地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十七号

昭和四十三年八月三十一日付けで日野町長から申請のあつた土地改良(奥渡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧の供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十二月二十三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十九号

家畜伝染病にかかっている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	頭数	性	年令	発生日	発生の場所	転 帰
結核病	乳牛(牛種)	一	雌	七	昭和四十三年十二月五日	東伯郡関金町掘	と場で発見 埋却処分
〃	〃	〃	〃	三	昭和四十三年十二月七日	〃	殺処分

鳥取県告示第八百九十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市梶川町五一 有限会社田中不動産 代表取締役 田 中 宣 二	鳥取市田島字樋ノ詰二〇四の一部 二〇五の三 二〇五の三 二〇五の二の一部 二〇五の三 二〇五の三 二〇五の三 二〇五の三 二〇五の三 二〇五の二	幅員 四・五〇メートル 八・〇〇メートル メートル 延長 二二五・六〇メートル
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

鳥取県告示第八百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字北谷口七五六の七、七五六の一、字北谷南谷七五七の三、七五七の四（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）



選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和四十四年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十四年一月九日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙制度の改善について

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和四十三年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、五四二人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十八号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場

所について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十二月二十七日から施行する。

昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

五

鳥取市東町一丁目二〇番地地先交差点 (丁字路) 定周期式 (一段式)

を

五 鳥取市東町一丁目二〇番地地先交差点 (丁字路)

定周期式 (一段式) の車両進行信号付設

に改める。

公 告

銃剣刀剣類所持等取締法（昭和35年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。  
昭和43年12月27日  
鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和44年2月4日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八幡の各警察署の管内に居住する者
昭和44年2月7日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、御頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間  
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】